

審査普及推進表彰要領

制定	昭46.	3. 24		
改正	昭56.	2. 25	昭59.	4. 1
	昭63.	3. 8	平 6.	4. 1
	平 8.	4. 1	平20.	4. 1

(目 的)

第1 本会は、審査の普及推進を図るため、この要領によって都府県の支部又は承認団体に対し、予算の範囲内において表彰し記念品を贈るものとする。

(表 彰)

第2 表彰は、当該年度終了後の6月に行うものとする。

(表彰の算定及び基準)

第3 表彰は審査頭数の増加指数によるものと、審査頭数によるものとの2種について交付することとし、その算定は、当該年度の実績に基づいて行うものとする。

第4 表彰基準並びに算定方法は、別にこれを定めるものとする。

(表彰点数)

第5 表彰点数は、第3項にいう2種についてそれぞれ優秀賞1点、優良賞2点、努力賞5点とする。ただし、成績により点数を変更することがある。

(実施時期)

第6 この要領は、平成20年度から当分の間実施する。

〔別 記〕

表彰基準並びに算定方法

I 増加指数によるもの

- 1 審査頭数を対象とする。
- 2 審査頭数の対前年度増加率が都府県平均を下回るもの及び前々年度の審査頭数が0のもの
は選出の対象としない。
- 3 各都府県別に、次の式に基づく指数を算出し、指数の上位から選出する。

$$I = a X + b (X Y / 1000) + c Z$$

I : 増加指数

a : 定数 (a = 1 / 20)

b : 定数 (b = 2)

c : 定数 (c = 1)

X : 審査頭数

Y : 同上対前年増加率%

Z : 普及率% ($\alpha \times \beta$) \times 100

$$\alpha = \frac{\text{当該年度及び前年度の血統登録頭数}}{\text{当該年度の2月1日現在の2歳未満飼養頭数}}$$

$$\beta = \frac{\text{当該年度の審査頭数}}{\text{当該年度の血統登録頭数}}$$

II 審査頭数によるもの

- 1 審査頭数を対象とする。
- 2 審査頭数が都府県平均を下回るものは選出の対象としない。
- 3 各都府県別に審査頭数の上位から選出する。